

全建事発第 129 号
令和 2 年 3 月 12 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用
並びに手続の簡素化・迅速化の促進について（情報提供）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

国土交通省から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置に伴う工期の見直しや、請負代金額の変更、施工の継続が困難な場合の一時中止の対応等に伴って、建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について、都道府県及び政令指定都市の主管部局長あてに通知を行った旨の情報提供がございました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 平井

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp